



68号

2025年12月20日



巻頭言：共同親権の改正家族法施行に向けて！

◆ はじめに - 親子ネットの活動について

共同親権の改正家族法の施行に向けて、「夫婦の別れを親子の別れにしない」という新しい文化を作っていく必要があります。親子ネットでは、当事者支援と法制化活動の2本柱で活動を行い、施行前でも「親子が自然に会える社会」の実現へ皆さまと協力しながら目指しています。当事者支援では、毎月の定例会で、過去最高となる90名以上の当事者・専門家にご参加いただいています。内容としては、改正家族法や別居・離婚後の親子関係、父母関係について、当事者事例も紹介しながら、議論を深めて参りました。法制化活動においては、改正家族法の周知活動、地方陳情や一斉陳情、各地で行政向けの勉強会、DVを主張された当事者に向けたアンケート調査、Q&Aについての意見書提出など、施行までの残り期間で、1人でも多くの当事者の救いや希望となるよう、皆さまと協力しながら活動しております。この場を借りて、皆さまのご支援ご協力に御礼申し上げます。ありがとうございます。

◆ 1/31 親子ネット講演会「いよいよ改正家族法施行！ ～ 共同親権になる父母の関係とは？ ～」のご案内

改正家族法が施行した後、共同親権になる父母の関係とはどういう関係か、緊密な連絡のやり取りができていないと共同親権にならない？等、様々な不安や期待があるかと思えます。施行直前の今、改めて、共同親権になる父母の関係について、海外事例や共同親権になるための方法を考えるきっかけとしていただくために、企画いたしました。詳細は同封のチラシをご覧ください、ぜひご参加ください。

◆ 札幌市議会議員 荒井いさお先生へのインタビュー

別居・離婚後の問題に熱く取り組んでいただいている札幌市議会議員の荒井いさお先生に、いくつかインタビューを行いました。地方議員視点の「当事者が今できること」についても、アドバイスをいただいております。次ページ以降で、荒井先生の熱い想いを掲載しておりますので、是非ご覧ください。

◆ DV等を主張された当事者実態調査アンケート結果

親子ネットでは、家事事件等においてDV等を主張された当事者の実態調査アンケートを行いました。ご協力いただいた皆さま、ありがとうございました。アンケート結果を掲載しておりますので、ぜひ、ご覧ください。

◆ 母親当事者の陳情体験記

別居・離婚によって、当事者になった後、なぜ、陳情等の社会活動を行っているのか、陳情を通して、どのような心境の変化や考えがあったのか、体験を語っていただきました。日本の社会や文化を変えるために、できることを実践するきっかけにいただければと思います。

◆ 改正家族法の施行に向けた動き

○「別居・離婚後の親子関係を考える地方議連の会」総会
2025年8月、地方議連「別居・離婚後の親子関係を考える地方議連の会」の総会が開催され、中村一夫会長よりXにてご報告がありました。総会では、国会議員の先生方も参加され、関係府省庁等連絡会議で公開された「Q&A形式の解説資料（民法編）」の学校行事参加に関するQ&Aが変わるきっかけとなりました。

○役所職員向けの勉強会

2025年11月、改正家族法の施行に向けて、現場で運用を担う9つの課の職員約20名に、勉強会を実施いたしました。職員の方々には、当事者の実態を真剣に聞いてくださり、「DVの信憑性の怖さを感じた」「片方の親からの聞き取りだけで決まる仕組みに限界があると感じる」「既存の枠組みに捉われず、子どものことを第一に考えることを広げていきたい」といった声を頂きました。

○全国会議員向け一斉陳情

2025年12月1～2日、全国会議員向けに、当事者約50名で陳情いたしました。合意した親子交流の実効性を高めるため、不履行時に家裁から発行される履行勧告の手続きを見直すよう要望いたしました。

○「共同養育支援議員連盟」総会

2025年12月、共同養育支援議員連盟総会が開催され、柴山会長よりXにてご報告がありました。総会では、親子ネットの「DV等を主張された当事者実態調査アンケート結果」を共有させていただき、総務省令の住民基本台帳事務処理要領の問題点を力強く、取り上げていただきました。

◆ さいごに - 地方自治体向けAction加速へ！

法律が変わっても法務省がいくら周知しても国民に最も身近な自治体が適切な周知・運用をできないと国民の意識、日本の文化は変わりません。現在の役所の意識は地域差もありますが、ほとんどが「そろそろ準備しないと」という意識です。子ども所管部門（子ども家庭課）、戸籍課やDV支援窓口などの職員だけでなく、多くの職員が理解を深める必要があります。役所が今回の改正家族法について、市民の相談に対応できるようになることで「夫婦の別れを親子の別れにしない」という新しい文化をつくることにつながります。そのためにも、改正家族法施行に向けた自治体への働きかけもお願いいたします。

今後とも、皆さまのご支援ご協力を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

(別居・離婚後の親子交流を実現する全国ネットワーク代表 泊 真生)

別居・離婚後の親子交流を実現する全国ネットワーク 親子ネット®
〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町17-12 渋谷ジョンソンビル4F S100489
メール： info@oyakonet.org
ホームページ： http://oyakonet.org
会員 入会金500円 年会費3,000円
親子ネット口座： PayPay銀行 すずめ支店 店番号002 普通貯金 口座番号4794211
口座名義人 別居・離婚後の親子交流を実現する全国ネットワーク（ベッキョリコンゴノオヤココウリュウジツゲンズルゼンコクネットワーク）
※「親子ネット」は「別居・離婚後の親子交流を実現する全国ネットワーク」の登録商標です



<インタビュー>

「今回の法改正は骨抜きなのか？骨抜きではないのか？」 札幌市議会議員 荒井いさお先生

<海外から見る単独親権から共同親権へ法改正した社会背景とは？>

親子ネットの会員の皆様はじめまして。いつもお世話になっております、私は、この問題に対し、当事者を集め、全国の行政に法改正のHP周知依頼を行っております、札幌市議会議員の荒井勇雄と申します。

突然ですが、冒頭の問いに対する回答を皆様は、お持ちですか？

『原則共同親権でなくば骨抜きだ！』と豪語する方もいらっしゃいますが、いかがでしょうか？私自身の意見を述べる前に、1970年代以前に単独親権から共同親権に導入された海外の事例、米国の社会背景を紹介した上で、最後に私の考えを述べていきたいと思います。

・共同親権を取る以前の単独親権下では、親権の獲得の為の実子誘拐の横行、主に母親の面会交流拒否、父親による養育費不払いなど深刻な火種を抱えていた。(つまり、現代日本の社会情勢とまったく同様であった！)

・親の不在が子どもの経済的・情緒的な幸福に悪影響を及ぼすことを多くの実証研究により証明される。

・共同親権制度が離婚後の公平性だけでなく、婚姻中の家庭の行動や幸福度にも影響を及ぼすことが実証的に証明される。

・共同親権下では、婚姻中の出生率の増加、家庭内暴力の発生率を低下、男性の幸福度の向上、自殺率の減少、DV率の減少、心理的安定を確認。女性の家庭内役割分担が進むことが確認される。

・その上で、『母子優先』の考え方は廃止され、『子どもの最善の利益 (best interests of the child)』という原則を採用した。離婚後の家族関係を改善し、子どもの幸福を守ることを目的とした。【Martin Halla, 2015 (Do Joint Custody Laws Improve Family Well-being?, IZA World of Labor) Professor of Economics, University of Linz, Austria】

最後の『母子優先』の考え方は廃止し、『子どもの最善の利益』を採用したところが肝です。イデオロギー色の強い日本の学会はこの重大な概念、『共同親権』という最も重大な点をおそらく意図的に排除・無視しています。それは、子どもの児童虐待防止学会で養親による虐待率が高いことを主題にしない、問題視しないことから明らかです。『best interests of the childのinterests』は『興味、関心、趣味』の他、『利益、利息』等の意味がありますが、利益ではなく、『幸福』の訳の方が明らかに適切だと私は考えます。それは、今回の法改正の趣旨を全く理解せず、全国各都市において、養育費中心の行政HPの記載を見ても、我が国は、『子どもの最大の利益』の『利益』を『養育費、子育てはカネだ』という解釈としか捉えていない現実からも明らかで

す。法務委員会に一回だけ立てるなら、こども家庭庁の大臣に、『日本の子育てはカネだということですか？』と国会質問してみたい限りです。同様に、『子どもにとって実の親に会わせないことが『子どもの最大の利益』になるんですか？』『結局、我が国の子どもの最大の利益とは、連れ去り親、同居親の最大の利益ではないですか？』と、ストレートに質問をぶつけてみたい限りです。

ちなみに、論文では、


- ・婚姻中の出生率を増加させる (35-44歳女性の年間8%、長期的には14%増加が確認)
- ・家庭内暴力の発生率を低下させる (11.7%のうち2.7%減少: Physical Violence in America)
- ・離婚後の父親の権利保障が結婚・出産を促進させる
- ・男性の幸福度 自殺率(9%減少)
- ・DV率の減少、心理的安定
- ・女性の家庭内役割分担が進む

ことが研究から判明しており、日本の少子化対策、子どもの幸福度向上、男性(別居親)の自殺件数の減少だけでなく、DV率も減少することが記載されています。そもそも論、我が国で悩む慢性的な少子化対策、DV問題、自殺率の減少、女性の心の安定、子どもの自己肯定感の向上、男性の幸福度向上・心理的安定だけでなく、こども自身の幸福度は共同親権を導入するだけで大幅に改善されることがこの論文結果から証明されました。私からすれば、もう日本に共同親権を諸手を挙げて導入しない以外の選択肢はありません。

オーストラリア94人、フランス174人、アメリカ500人以上の子ども達が日本に連れ去られ、一部では指名手配されている現実を直視しない我が国は、国際社会からの非難は避けられないし、断罪されるべきです。令和2年の男女共同参画への意見書、麗澤大学の高橋教授のお言葉をお借りすれば、日本は北朝鮮拉致問題を非難するが、『拉致、許さない！』は、EUや米国をはじめとした被害にあっている国々からすれば、『日本の拉致を許さない！』と置き換えることができます(※)。

(※ 注釈 親子ネット)

2022年11月に国連人権委員会CCPRから日本政府に勧告された総括所見『親による子の連れ去り』の事例に適切に対応するために必要な措置を導入し、国内・国外事例を問わず、子の監護に関する決定が子の最善の利益を考慮し、実際に十分に実施されることを確保すること』に対し、2025年11月に日本政府は「本改正法では、子に関する権利の行使に関し、父母が互いに人格を尊重し協力しなければならないことを明確化しており、御指摘の問題の解決に資するものと考えている。」と報告されました。



<結局、今回の法改正は選択的共同親権でも、原則共同親権になっても『父母間の協力尊重義務』が担保されなくば、骨抜きになる>

次に『原則共同親権でなければ絶対ダメ！派』について述べたいと思います。ネット界隈で今回の法改正を廃案にし、原則にしろ！と叫ぶ方々がいます。私は、誤解を恐れず申し上げれば、現状、我が国で原則共同親権をとっても根本の問題は解決されないと考えております。なぜならば、現状、親権を持っている親でも子供に会えていない別居親・当事者が存在していることが、率直にその事実を如実に物語っているからです。つまり、現行も離婚前の連れ去りによる共同親権下でも親子交流が成されていないという事実です。

では、どうすればよいのでしょうか？ 今回の改正民法、817条12-2項、『父母間の協力尊重義務』が盛り込まれました。実は、この規定を違反すると、『親権停止・親権変更等、親権の裁判においてその違反が考慮される』と大変重い見解を法務大臣・法務官僚は、国会で何度も述べられています。問題はこの肝といえるべく解釈が今回の法務省パンフレットに正確に反映されていないことです。そして、法改正の趣旨も踏まえ、全国の各市、行政でこの法改正の最も重大な点が現状、理解されていないのです。つまり、逆に言えば、この事実を把握した上で当事者は、社会の常識化、一般化させれば良いのです。

大きく分けて、【親子交流を断ること。合意無しに子どもを連れ去ること。片親阻害を行うこと。同意無しに子どもの住所を変えること。学校行事参加を断ること。】の5つを記載させれば良いのではないのでしょうか。いずれも、すべて父母間の協力尊重義務違反にあたり、『親権の裁判において、その違反が親権停止・親権変更の要因に考慮される』と法務省のパンフレットに記載されれば、全国の自治体のHPに解説表記されることとなり、裁判判決に優位に働くことは容易に想像ができます。これは、三権分立、三権が独立していても、二権・国会と行政が同じ方向を向けば、司法も当然無視することができない、司法に対して抑止力を働かせることができるという、中学3年の義務教育で習った『公民』の授業を私は説いているだけです。

最近では、以前から今回の選択的共同親権を廃止し、原則共同親権にしろ！と主張する弁護士が、講演で、高裁のある8都道府県、札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、香川、福岡の行政HPに『父母間の協力尊重義務違反』が記載されれば、判決も変わってくるだろうと述べられたと人伝にお伺いしました。一方、私は6月の時点で47都道府県に文科省から全国の自治体に1月に周知された法務省パンフレット通知メールの進捗確認を行い、8月7日から全国の当事者を集め、わずか10名以下で11月7日時点で96%の市に法務省のHPを掲載させました。結果も出して、今もうHP内容改定の依頼は7周目です。

<実際、選択的・部分的共同親権を取っている国や州でも当然ながら冒頭で示した社会背景から子どもの権利は守られている>

英国（イングランド・ウェールズ等）、カナダ、米国の各州において原則共同親権ではない国はあるが、子どもの権利は当然、一定程度確立されています。詳細は、紙面の関係で割愛させていただきますが、日本の様に、裁判が終わるまで子どもに会わせないとか、連れ去って無罪放免とはならない運用が成されているということ、『子どもの生育の観点から実の親に養育される権利、子どもの最大の利益は確保されている』という事実です。

<裁判で、法改正に沿った主張をどのように申し立てればよいのか>

では、具体的に裁判ではどうすれば良いのか、一例を紹介させていただきます。当事者は、817条12-2項『父母間の協力尊重義務』を守るという姿勢を見せれば良いと思います。766条で監護の分掌(分掌：分担の意と取れば良い)が定義されたのですから、裁判で改正民法の趣旨に沿って、『私は、子どもの養育の為に、養育費はお支払いする(義務)から、子どもの成長にとって健全な、養育に必要な親子交流の実施を行ってほしい(権利)』と主張すれば、裁判所が（法改正の趣旨を重んじれば、）相応の判決を出すことになるということです。実際に、春日部市で2年間子どもに会えなかった当事者が、子どもを頑なに会わせないことは、『父母間の協力尊重義務違反』に当たる、（法改正後）『親権停止・親権変更される可能性が高いが問題ないか？』と、申し立てたところ、先方の態度が軟化し、実施に至ったとの報告を受けています。

補足ですが、法改正以降、相手を罵倒したり、非難したりする別居親は、高葛藤と見なされる可能性が高いので、過去に連れ去られ、無茶な要求をされており腹立つこと多々あるかと存じますが、そこはぐっと堪え、裁判官に、歩み寄る姿勢を見せることが大切と考えます。ですから、『父母間の協力尊重義務』を理解せず一方的な主張を繰り返す別居親は、残念ながら、裁判で思った結果を勝ち取ることは難しく、法改正後、子どもに会える親と現状のように会えない親、現状維持の方が出てくるのではないのでしょうか。実は、離婚専門の弁護士でも今回の法改正の趣旨を読み込み理解している先生は僅か。決して多くないと肌感覚で感じていますので注意が必要です。



<現行、裁判所での判決が180度違うのはなぜか>

改正前の今、裁判所の判決が180度違うのはなぜでしょう？改正後の裁判所の運用は本当に変わるのか？子供に会わない判決が出る中、監護者指定を受けたり親子交流を行いなさいという革新的な判決が出ているのもたしかです。この質問を私は、私の市議会控室で勤務いただいている事務次官候補になった当時の、労働省(現厚生労働省)官僚の方にぶつけてみました。(働き方改革の法律を書いた方、我が国に週休二日制を導入された方です。)回答は、『率直に言えば、法改正後の運用は変わるだろう。改正前に親子交流を行いなさい等の革新的な判決を出す裁判官は、改正民法を踏まえた判決を意識した裁判官。今まで通りの保守的な判決を出す裁判官は、改正前であり、以前の判例、慣例に習っているから。』との回答でした。

<監護権廃止を盛り込んだ民間法制審案は、現状の社会情勢・日本の世論では難しい>

これも誤解を恐れず申し上げますが、私は『監護権廃止を盛り込んだ民間法制審案』は、さすがに政権与党内で党内をまとめあげ国会で通すのは、反対派が多数いる中で、中立的な立場の議員を説得し、コンセンサスを得るには、難易度が高すぎる、ハードルが高すぎると感じています。法案を通すまで理解を得るのに、時間があまりにも掛かると率直に思うということです。ですから、現実論として国会で通すことは不可能に限りなく近い。分かりやすく申せば、100点満点のテストで、解答欄に追記を重ね尽くし、はねられ×をつけられ0点を取るようなものだということです。つまり、原則共同親権を固守するあまり、成果を得られなく、当事者が一番損をする構図であることを指摘しておきます。

2014年の親子断絶防止法を廃案にし、結果、日本全国で被害者を溢れさせた現実を我々は直視しなければならない。再来を繰り返してはいけません。親子断絶防止法については、DV加害者は子どもに会えないという理由で廃案とされたが、『DV等支援措置は切迫の事情による処置であり、加害者認定するものではない』のだから、後に修正協議などいくらでもやり方はあったと考えます。結局、理想主義、理想論を掲げた一部の当事者の声で何も決まらず、解決策を生み出さず、被害を拡大させただけであつたのではないのでしょうか。結局は、選択的の共同親権の法改正を経て、今後、修正を掛けていくことが遠回りなようで、もっとも近道であると思えます。

(市政報告 2025年4月発行)

<(理論上は)DV等支援措置が掛っていても学校行事参加を可能になるだろう>

今後近い将来必ずDV加害者が監視の下、親子交流・学校行事に参加できるようにしていかなければなりません。私は、DV等支援措置は、「窮迫の事情に対処する措置であり、加害者認定するもの(制度)ではない」【令和5年4月10日参・総務委員会：梅村みずほ質疑、松本総務大臣答弁】を基に、別居親を排除する法的根拠を問う質疑を行いました。教育委員会は、「排除する法的根拠は無いが、様々な事案を考慮し対処する」との旨の回答で、それに対し、私は、刑務所受刑者に面会交流権があるのに対し、DV加害者に実子に会う権利が無いというのは、人権侵害そのものであり、加害者としても人権は尊重されるべき。そもそも虚偽による支援措置も国会で問題視されている中、推定無罪の我が国において本制度だけ推定有罪は制度として不備そのものである。諸外国に習い、DV支援プログラムを受講した上で保護監視下で学校行事参加許可させなければ、憲法違反にあたる旨を述べました。(14条・法の下の平等)

この私の質疑を基に国会で総務大臣に「DV加害者が申し出た場合に、親子交流・学校行事参加を制限することは、加害者の人権を鑑みた上でも、人権侵害に当たらないとの認識でしょうか？我が国は、受刑者の人権は守っても、子の養育の観点からも実の親が子に合わせる権利を明確に否定するというのが日本国政府の公式見解と捉えて間違いはないですか？」と質問して、国会質疑をどなたか議員に行っていただければ、大臣は人権侵害に当たりませんとは、口が裂けても答弁できませんから、制度改正へ一歩前へ進みます。よく、営業の世界でYESを取れといいますが、YESを取るといことは、YESでしか答えられない質問を繰り返し質問をすればよい訳です。つまり、大臣が必ず首を縦に振らなければならない質問をぶつけられればよいというわけです。



<最後に、当事者が今、法改正前までに行わなければならないことは？>

現状の別居親の置かれている社会的立場を理解しなければなりません。別居親の置かれている立場は、法の下での平等からかけ離れた扱いを受けている現実を直視すべきです。極論、別居親がおかれている立場は、1960年の米国公民権運動の気運となった、黒人という理由でバスの優先席から締め出されたり、レストランで窓側に座れなかったり、夜間に集団で暴行され、首に縄を括られ木に吊るされ殺されても、裁判で無罪とされた非人道的扱いと同等であるとの認識で、動かないと、法改正があっても、一人一人が本気で抗議をしなければ社会は変わりません。アメリカでも共同親権法が可決されてから10年かかったと言われています。行動力のあるアメリカが動いて、社会の空気を変えるのに10年ですから、我々はもっとも当事者努力が必要です。

私のグループ内で鹿児島県の学校の先生の当事者の方がおります。彼は、勤務時間中の昼休みを使って、北海道の歌志内市という自治体にまで、HP掲載依頼を必死に電話掛けに行っています。Xを拝見しますと、必死に書き込んだり、今回の法施行に対し、議員に絡んでいる方々を拝見しますが、行政にメール一本、法務省にメール一本送った方が、よっぽど建設的ですし、彼以上に努力されている方を私は知りません。自己の利益を優先するよりも、社会公益を求めれば、結果、最終的に当人に還り、当人が子どもに会う確率は高まります。

また、法施行が通っても、この問題が自分の自治体が進まないといった相談を受けますが、私からすれば、進まなくて当然です。残念ながら実子誘拐問題に対して社会の関心度は高く無く、自治体職員も必要性に気が付いていないのが現実であり、連れ去られる前に皆様がこの問題に無関心であったことから彼らも同様全くの無関心なわけですから。彼らに理解してもらい、施策を進めてもらうには、繰り返し繰り返し、法施行の意義、施行前の問題背景を繰り返し伝え、HP掲載が子どもの成長にとってなぜ必要なかを繰り返し説かなければならないのです。行政職員が来ないセミナーや、議員を一から議連に加入させる作業、街宣等の活動は無駄とは言いませんが、今当事者が一番やらなければならないのは、法改正の内容を、行政が理解するよう、全力を注ぐことです。

社会の認識が変われば、万が一、法改正後、一番で親子断絶の判決が出たとしても、二審で勝てます。三権のうち、国会と行政が同じ方針であれば、裁判所も無視できなくなります。中学の公民の授業です。

回りくどく書き連ねて参りましたが、最後に皆様に対する冒頭の問いの私の答えは、『骨抜きか骨抜きじゃないか、骨を入れるのは当事者次第』です。結局、子どもに会いたい、この不合理的を絶対変えてやる！と、額に汗かいて日々頑張った人が必ず報われますし、私はそういった方が幸せになれるように私自身も政治家として全力で向き合っていきます。

※以下、参考

「養育監護の自由は国家が保障しなければならない。」「親権を支配の道具としてはいけない」令和5年(ネ)3026号 国家損害賠償請求事件 東京高裁 人格権からなる自然的親子関係、いわゆる自然的親子権判決

「その上で、国家とは、国会だけではありません。国会も司法も当然行政も含まれますから、別居親を(学校行事から)排除することは憲法違反、人権侵害であり、差別以外の何物でもありません。」「【令和6年10月27日札幌市議会 第一部決算特別委員会 荒井勇雄】

……………取材後記……………

親子ネットさっぽろの札幌市議会議員への活動の中で、荒井市議とつながるご縁を頂きました。当時所属されていた政党の市議控室で、お茶を入れて頂きながら、たくさん勉強させて頂きました。今回、インタビューもさせて頂き、先生より強い思いと深い学びを頂きました。このような機会を頂きました事に感謝申し上げます。(佐々木泰子)

……………



荒井いさお先生

<DV等を主張された当事者実態調査アンケート>



親子ネットでは、家事事件等においてDV等を主張された当事者の実態調査アンケートを行いました。

対象者：裁判所等で相手方よりDVがあったと主張された当事者、DV等支援措置を取られた当事者、その親族（祖父母等）

回答数：184名、期間：2025年10月6日～2025年11月15日

ご協力いただきました皆さま、ありがとうございました。一部抜粋になりますが、結果について、以下の通り、ご報告いたします。

DV等支援措置を受けた当事者のうち、裁判所でDVの事実が認定されたかどうか（DV等支援措置を受けた当事者_N数 102人）

家裁でDV認定	3%(3名)
地裁でDV認定	1%(1名)
裁判所でDV認定がされず、DV等支援措置が適用された	96%(98名)

結果

① (裁判所でDV認定されなかったDV主張の一例※全件DV等支援措置は適用されている)

- [身体的DV] 机に自ら身体をぶつけ、ヒビが入ったのを身体的DVと主張されたが、「ヒビが入っていたのに優しくしてくれなかった」と証言
- [精神的DV] 毎朝、コーヒーをドリップで入れさせられた。最寄り駅までの車の送迎。買って来たお惣菜をおいしいと言って食べた。
- [経済的DV] 生活費を月55万円しか渡されず、自由になるお金がない。
- [子への虐待] 子のミルクを入れた哺乳瓶を冷まらずに渡した。

⇒裁判所でDV主張がなされ、DVは認定されなかったが、96%の回答者がDV等支援措置を適用されている。
上記のような裁判所では認定されない行為にも関わらず、どのような事実を元にDV支援措置が適用されたのか不明。

実態は？

2025/10/1 千葉県A市の社会福祉課生活相談員あてに弊会会員が訪問アンケート用紙（チェックのみ）のみ記入、元夫が身体的DVの加害者であることを口頭で報告（10分程度）その場で「これで手続きを進めておきます。終わりましたら通知が送付されます」と言われ終了 ※証拠の提出など求められず

2025/10/14 A市より「住民基本台帳事務における支援措置決定通知書」が郵送される

⇒弊会会員が被害者としてDV等支援措置を申し出た結果、なんら客観的な証拠も求められず、2週間でDV等支援措置が決定。

抗弁の機会？ **不服の場合？**

DV等支援措置の適用前後に、抗弁の機会がありましたか？ **不服申し立てを行った35名は、解除されましたか？**

抗弁の機会があった	0%
抗弁の機会はない	100%

解除された	0%
不服申し立て後も解除されない	100%

⇒立証もなくDV等支援措置が決定されるにもかかわらず、抗弁の機会を与えられた人はいない。 **判断は妥当？**
 ⇒不服申し立てをしても解除されることはなく、どのようなDVがあったのか説明されることもない。

役所の弁明例：「本件処分は住民基本台帳事務処理要領に従ったもので裁量の逸脱、濫用は認められず、適法かつ適切」
 ：「支援措置は相手方とされる者が具体的な加害行為の事実を認定しているわけではない」

どんな不利益がある？

DV等支援措置を適用された当事者のうち、子どもと会えなくなった期間

1～2か月	10%
3～6か月	8%
6か月～1年	20%
1年～2年	18%
2年以上	43%

・DV等支援措置を適用された当事者のうち、73.5%が今も子どもに会えていない。

(DV等支援措置により被った不利益の例)

[30代女性] 元夫によるDVや虐待は認定されているが、子どもの居場所が分からないため、行政への相談すら行うことができない。

[40代女性] 監護者指定で子どもを取り戻したが、行政手続きに時間がかかり、子どもが1ヶ月学校へ通えなかった。

⇒一度 DV等支援措置の適用となればほぼ無期限に延長が可能。DV等支援措置が他方親と子を引き離すために利用されている。子どもに会えない、加害者扱いの他、裁判手続きや行政手続きでも不利益を受けている多くの実例が報告された。

まとめ

- ・DV等支援措置を必要とする当事者の存在があること、制度そのものを否定するものではないが、課題が存在することは改めて明らかとなった。
- ・改正家族法では親の責務として「子どもを養育する責務」が明確化されたが、DV等支援措置により、合理的な理由なく親の責務を果たせなくなる事案に関して検討が必要ではないか。

母親当事者の陳情体験記

思いもよらず我が子が別居することになるまで、恥ずかしながら「陳情」の言葉の存在も意味も知りませんでした。

私が子ども連れ去られたのは育休後、復職して1年が経とうとしていた頃でした。コロナ禍に出産し、相手とは育児や家事の協力分担、親戚つきあいの件で価値観が合わず不仲になり、離婚をしようと話し合っていた時期のことでした。

当初は監護権の審判（所謂、3点セット）で子どもが戻ると思っていたのですが、実際はそう簡単ではありませんでした。試行面会で3か月ぶりに会った我が子（当時2歳）は、状況が受け入れられておらず、大泣きでした。

その後の調査官調査で「養育環境に差異がないため、今のところ現状維持」とされました。裁判官からは「結審される前に取り下げた方が良いのでは」と言われ、取り下げて面会交流調停と離婚調停（訴訟に移行）をしながら法改正を待っています。

失意の底にいた時に親子ネットを見つけ、定例会に参加しました。その際、同じエリアに在住の運営委員の方から「陳情活動をしている」と聞きその方法を知りました。

従前は育児・家事・仕事を必死で回していましたが、無力感に苛まれていました。でもその分、時間だけはありました。

悶々とした時間を過ごすなかで、「SNSで育児や家事の愚痴をこぼしているお母さんお父さんが多いのに、なぜ社会が良くなっている実感が無いのだろう？」と疑問に思うようにもなりました。

社会に対して意見を「リアルに」、「冷静に」伝えられる現役子育て世代が圧倒的に少ないからかも…と思い「SNS上の内輪や界限だけで愚痴を言っても何も変わらないのでは」と仮説をたてました。そして、直接民意を自治体に伝えてくださる議員に会って声を届けようと思いました。

その後、まずは子の連れ去られ先の自治体に引っ越しました。今後の共同監護を視野に入れていたことが一番の理由ですが、同じ自治体の住民であったほうがより真摯に取り合ってくれるのではないかと考えたからです。

当時ほどの党の誰に陳情すれば良いかわかりませんでした。親子ネットで聞いていた「共同親権の法改正に賛成した党」の議員にメールをしました。断られたり、スルーされた方もいましたが、日本維新の会の先生がお返事をくださいました。お話では個人的な経緯も伝えつつ、社会全体でより良くしてほしい点を伝えよう意識しました。「子育て世代の生の声を聞く機会はとても貴重だ」と言われたことが印象的で、覚悟を決めて引越しをし、勇気を振り絞って連絡してみようと思ったのです。

その先生はこの問題について熱心に勉強し、SNSでの周知や議会で質問をくださいました。当事者でないにも関わらず、問題の背景を理解し、代弁してくださる姿勢がとてもありがたいと感じました。

陳情後に親子ネットで報告したところ、次の陳情に向けて運営の方が協力して下さり、仕事終わりの夜や休日に夜な夜な資料作成をお手伝いいただいたり、同行など多大な協力をいただきました。この後の梅村みずほ先生の参院選のチラシ配りのお手伝いでお会いした参政党の区議の先生に陳情をしたところ、理解をくださり、すぐに参政党の東京都議団内で声をかけてくださり勉強会を開催してくださいました。議員というお立場柄、所謂ひとり親関連の団体からもお話を伺うことがあるとのことですが、感情的に伝えられることが多いそうで、違和感を感じることもあったそうです。冷静に伝えることの重要性を再認識しました。

また、その後は区の最大会派である自民党の区議の先生に陳情にあがりました。なかなかアポが取れずにいましたが、別の区の陳情に同行した際に運営委員の方に相談したところ「柴山昌彦先生のホームページから問い合わせをしてみてください」と助言をもらいました。お問い合わせ後、柴山先生からお返事をいただき、私の地元の区の元衆議院議員の方に連絡をし、区議にアポイントを取ることができました。

未だに子どもの保育園とのやりとりに関して、区の子ども家庭支援センターからサポートを断られています。園対応に親身になってくださり救われています。

法改正に至る背景を議員ひとりひとりに直接をお伝えしていくなかで、みなさん「子どもたちのための必要な法改正なんですね」と胸に落ちた様子で、理解が深まることを実感しました。

SNSなどで顔を出さずにコメントを書くのは簡単ですが、だからこそ実際に足を運び、理不尽なことで苦しんでいる親子が日本に多くいることを理解していただく活動が大切なのだなと感じています。

陳情活動をする中でも、心が折れそうになることも多々あります。それでも行動をし続けられているのは、審判で相手方から提出された子どもの保育園での様子を先生方が綴った連絡帳の言葉です。

連れ去り当時1歳11か月だった子どもは、突然の母親との離別後、保育園で私に似た髪型の先生を「ママ」と呼び、その先生の姿が見えなくなると泣いたり不機嫌になるといった内容でした。一生懸命に私を探して、求めて、意思表示をしてくれていたことを知り、原動力になっています。

大人は弱音を吐いたり、相談をしたり、休みたければ仕事を休むこともできますが、子どもはそういきません。まだ言葉も拙い子どもなら尚更、ただ現状を受け入れるしかありません。そんな子どもの気持ちを思うと虚しく、この文を綴りながらも何度も涙をぬぐいました。

今は自由に子どもに会うことも、愛情を直に伝えることもなかなかできませんが、自分なりに「親としてできる限りのことをした」と言えるようにしたいと思っています。後から子どもが知ったときに「自分は愛されていた」と感じ、自己肯定感を保ち、人生で困難に遭ったときに、立ち直れるきっかけになったらいいなと思っています。

当事者ひとりひとりが「リアルに」、「冷静に」声を届けるべきところに届け続けることが大切だと思います。小さな声・行動の積み重ねが、社会の仕組みや価値観を替え、子どもの幸せに、ひいては家族、地域、社会全体がより良い方向に向かうきっかけに、きっと繋がると思います。（N.H）



（陳情時の様子）

告知

♠ 親子ネット定例会

詳細はHPにて随時告知します。
HP: <https://oyakonet.org>
※ 事前申込み制です。当日の飛び込み参加はお断りしています。
※ zoom参加可(会員のみ)です!

♠ 親子ネット講演会

2026年1月31日(土)
14:00~17:00(開場13:15)
「いいい改正家族法施行!
~ 共同親権になる父母の関係とは? ~」
あうるすぽっと 豊島区立舞台芸術交流センター
豊島区東池袋4-5-2 ライズアリーナビル3F
詳細はHPにて随時告知します。
※ 会場、zoom 参加費あり 事前申し込み制

♥ 一般社団法人りむすび

<共同養育実践に向けたサポート>
個別相談、親子交流支援、ADRなど、父母の
関係構築に向け伴走します。
<りむすびコミュニティ>
同居親別居親が集い相互理解を深めるオンライ
ンサロンです。
<無料相談会・セミナー>
毎月オンラインにて開催中。詳細はLINEでお届
けします。
<問合せ>
Mail: rimusubi@gmail.com
HP: <http://www.rimusubi.com>

◆ 当事者女性の親睦会

隔月の土曜日に開催しています。
<日時、場所> 未定
※参加は女性のみとなります。
<参加費> 会場費を頭割りで負担します。
出入り自由です。オンライン参加可。皆さんが悩
んでいることを話せる場所として来て頂ければと
思います。開催日と場所は近くなりましたら個別
にご案内します。
<問合せ>
担当:薄井 Tel: 090-2417-6152
Mail: erina0516vn@gmail.com

♣ 親子ネットNAGANO

<連れ去らない・引き離さない・見放さない>
面会交流支援、離婚・子ども・ステップファミリー
関係各種相談・支援
<問合せ>
Mail: kodomokenri@gmail.com
HP: <http://oyakonetnagano.jimdo.com/>
Tel: 080-5171-1303

報道

・2025/12/9 日本経済新聞
離婚後の養育費や面会、子の意向も反映
へ 合意書作成を法務省が支援
・2025/11/27 時事通信
法定養育費、月額2万円に 年内に省
令、来年4月スタート 法務省
・2025/11/10 ABEMA TIMES
お母さんやめませ」と思っちゃダメですか? 子
育てに悩む母たち 約8割が「やめたい」と考
えたデータも 当事者たちの悲鳴と原因、計
り知れない重圧の中身
・2025/11/9 共同通信
子を道連れ心中、居場所なく孤立 20年
で652人犠牲、虐待該当
・2025/11/6 Yahoo!ニュース
「両親つなぎ留められないのは自分のせい」
離婚原因わからず責め続けた子どもたち、そ
の後の人生に落とす影
・2025/10/31 時事通信
共同親権、来年4月施行 法定養育費も
導入
・2025/10/29 婦人公論.jp
子どもが嘘をついたら、親はどうしたらいい?
親の悪口を聞いていないふり、真反対なこ
とを言う…子どもは「優しい嘘」をつく
・2025/10/6 LASISA
「あ、片親パンね」心ない一言に怒りあらわ
…! SNSで3万5000いいねの“共感”と言
葉をめぐる“危うさ”
・2025/10/4 RSK山陽放送
男性の育休取得率が全国で初の4割越え
伸び悩む「取得期間」は?「経営者・マネジ
メント層の意識の变革を」
・2025/9/21 AERA DIGITAL
夫には「突然」に見る離婚も妻にとっては
“日々の蓄積の結果”と夫婦問題研究家が
分析
・2025/9/15 AERA DIGITAL
「幸せな家族像がわからない」両親の離婚
や不仲でも離婚しない家庭で育つ子ども
心の傷が影を落とす
・2025/9/12 ABEMA TIMES
「離婚調停まで」「最近の家庭科はすごい」
ネットで話題も…教育範囲が広がりすぎ?
「自分の年金や税金を知らない教員が教え
られるのか」
・2025/9/12 まいどなニュース
元夫「月3回会いたい」→子どもが怖がって
…もしや虐待!? 会うのを止めさせたいけ
れどもどうすれば…1年間の葛藤の日々
・2025/09/08 信濃毎日新聞
ある日、夫が子どもを連れて家を出ようと…
離婚後、親子の日常が戻らなかった女性が
抱く絶望

・2025/09/08 信濃毎日新聞
離婚や別居で離れて暮らす親子の交流、
改正民法がどう影響? 支援するNPOに
聞く
・2025/9/2 共同通信
ひとり親、半数超うつ疑い 埼玉の食料
支援利用者調査
・2025/8/27 NHK
「法定養育費」月額2万円とする省令案
まとめる 法務省
・2025/8/24 毎日新聞
「かくれてしまえばいい」毎週子ども10人
が自殺する日本 対策は?
・2025/8/21 読売新聞オンライン
親の離婚「どちらと住む?」「名字は?」子
どもが希望伝えやすく…法務省が専門家
による検討始める

住所変更時のお願い

ご住所やメールアドレス等に変更がござい
ましたら、お手数ですが、お早めに変更
手続きをお願いいたします。
Mail : info@oyakonet.org

編集後記

♠ 2026年4月に施行される共同親権
を含む民法改正は、長年の努力と声が
実を結んだ大きな節目となります。子ども
が両親の愛情のもとで健やかに育つため
に、離れて暮らす親も引き続き責任と役
割を果たせる制度が確立しました。こま
で歩いてこられたのは、会員の皆さま一
人ひとりの粘り強い活動と、子どもの幸せ
を願う思いがあったからこそです。制度の
実現はゴールではなく、新たなスタートで
す。これからも子どもたちの最善の利益を
守るために、正しい理解を広め、社会に
根づかせていきましょう。共に築いた希望
を力に、次の世代へとつなげていきたいと
思います。(K.A.)

✍️ 西加奈子の小説「サラバ!」
ある家族の波乱万丈なストーリー。主人
公の「僕」は親の離婚も経験する。
『あなたの信じるものを他人に決めさせて
はいけない』これはクライマックスで、一人
の登場人物が発する言葉。最後まで自
分を貫いた人間の言葉。(S.H.)

記事・編集委員

Y.S. 編集チーム

< 別居・離婚後の親子交流を実現する全国ネットワーク 会員募集 >

私たちは別居や離婚により離れて暮らす親子が自然に会えるように、共同親権や親子交流の法制化を求めています。また、絶たれている親子交流が実現するように、裁判所の運用改善や、親子交流への支援を求めて活動しています。双方の親に子どもを養育する権利があり、子どもには双方の親から養育を受ける権利があります。私たちは共同親権法制化を目指して、地方議会への陳情や請願、司法や国会への働きかけ、情報交換を行っています。また、親子の交流を絶たれた当事者に情報提供を行っています。定例会、講演会、ホームページの運営、会報「引き離し」を定期的に発行しています。一緒に活動してくれる仲間を募集しています。ぜひ親子ネットにご参加ください。

会員 入会金500円 年会費3,000円

親子ネット口座: PayPay銀行 すずめ支店 店番号002 普通貯金 口座番号4794211

口座名義人 別居・離婚後の親子交流を実現する全国ネットワーク(ベッキョコンゴノオヤココリユウヨジツゲンスルゼンコクネットワーク)

メール: info@oyakonet.org

ホームページ: <http://oyakonet.org>